

【被保険者の皆様に対する留意事項】

1. この請求書による出産育児一時金等の請求書による事前申請は、**2カ月以内**であることとなっています。
2. この請求書を提出いただいた場合、出産予定の医療機関等と健康保険組合の間において、請求書の受付の有無、出産に関する証明、及び出産費用に関する情報の提供を行いますので、あらかじめご了承ください。
3. 標題の「被保険者」「家族」の文字は、いずれか該当する法をマル()で囲んでください。
4. 欄は、被保険者が自ら記入(自署)する場合は、押印は不要となります。被保険者以外の方が記入した場合は、この押印を省略することができません。
5. の欄は家族(被扶養者)が出産する場合のみ、記入してください。
6. 欄は次に該当する場合、記入してください。
被保険者であった者が、資格喪失後6ヶ月以内に出産する場合に加入されている健康保険について記入してください。
被扶養者が加入6ヶ月以内に出産する場合、以前に加入していた健康保険の保険者名、記号・番号を記入してください。
7. 欄の振込金融機関の欄は、被保険者名義の口座に限ります。
8. この請求書にあたっては、次の書類の写しを添付してください。
・母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳の表紙、その他出産予定日を証明する書類。
9. 海外の医療機関で出産される場合は、この申請書による受取代理はご利用いただけません。

【医療機関等の皆様に対する留意事項】

1. この請求書を受付たときは、健康保険組合から受付を行った旨、「報告書」にてご連絡いたしますので、所在地・医療機関名称・代表者・電話番号を記入してください。
2. 出産し、出産費用が確定しましたら、出産費用の請求書の写し、及び出産証明書類の写しを健康保険組合に出産費用請求報告書とともに提出してください。

【被保険者・医療機関等の皆様に対する留意事項】

1. この請求書による出産育児一時金等の支払は、次のとおりです。
医療機関等の出産費用に掛かる請求額が42万円(産科医療保障制度に未加入の医療機関については40.4万円)以上である場合、出産育児一時金等の全額42万円(産科医療保障制度に未加入の医療機関については40.4万円)を医療機関にお支払いいたします。
医療機関等への支払金額が、の42万円(産科医療保障制度に未加入の医療機関については40.4万円)未満の場合、その差額を被保険者の方にお支払いいたします。
支払方法は、いずれも振込となります。
2. 受取代理人である医療機関等以外で出産されることになった場合は、受取代理申請取下書を提出し、改めて受取代理申請の手続きをしてください。
3. 当請求書を受付後に被保険者が資格喪失後等により出産育児一時金の支給対象者でなくなった場合は、この請求書を被保険者に返却するとともに、受取代理人である医療機関等には、その旨ご連絡いたします。

<お問い合わせ先及び提出先>

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 給付課 03-3576-3511

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-21-15